

第30号議案

長崎市市民センター条例等の一部を改正する条例

<目次>

	ページ
1 条例の概要	1 ~ 9
2 新旧対照表	10 ~ 17
(参考) 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しに ついて	18

東総合事務所
南総合事務所
北総合事務所

平成31年2月

1 長崎市市民センター条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため次の条例の使用料等を改正しようとするもの。

- ア 長崎市市民センター条例
- イ 長崎市外海ふるさと交流センター条例
- ウ 長崎市池島中央会館条例
- エ 長崎市離島振興センター条例
- オ 長崎市農業活性化センター条例

(2) 改正の内容

ア 長崎市市民センター条例

(ア) 三重地区市民センター

区分		現行	改正案
多目的ホール	1時間につき	1,974円	2,011円
研修室1		288円	293円
研修室2		185円	188円
和室		246円	251円
調理室		308円	314円

(イ) 琴海さざなみ会館

区分		現行	改正案
研修室1	1時間につき	102円	104円
研修室2		102円	104円
集会室1		102円	104円
集会室2		102円	104円

(ウ) 琴海南部しらさぎ会館

区分		現行	改正案
研修室1	1時間につき	102円	104円
研修室2		102円	104円
研修室3		102円	104円
研修室4		102円	104円
多目的室1		216円	220円
多目的室2		102円	104円
工芸室		102円	104円

(エ) 南部市民センター

区分		現行	改正案
多目的ホール	1時間につき	2,005円	2,042円
研修室1		154円	157円
研修室2		174円	178円
研修室3		185円	188円
障害者自立支援室	1月につき	195,840円	199,466円

(オ) 古賀地区市民センター

区分		現行	改正案
研修室1	1時間につき	329円	335円
研修室2		113円	115円
研修室3		226円	230円
研修室4		226円	230円
研修室5		113円	115円
研修室6		113円	115円
研修室7		226円	230円
多目的室		308円	314円
調理室		308円	314円
体育館		627円	639円

(カ) 市民センター使用料の転嫁による影響見込額（通年）

97,265円

（平成29年度収入実績 7,016,336円）

イ 長崎市外海ふるさと交流センター条例

区分		現行	改正案
客室 (一般)	宿泊料	4,320 円	4,400 円
	休憩料 3 時間まで	864 円	880 円
	休憩料 3 時間を超え 6 時間まで	1,080 円	1,100 円
客室 (小学校の 児童)	宿泊料	3,240 円	3,300 円
	休憩料 3 時間まで	648 円	660 円
	休憩料 3 時間を超え 6 時間まで	756 円	770 円
客室 (幼児)	宿泊料	1,614 円	1,644 円
会議室 1	3 時間以内	4,114 円	4,190 円
	超過時間(1 時間につき)	1,028 円	1,047 円
会議室 2	3 時間以内	1,542 円	1,571 円
	超過時間(1 時間につき)	411 円	419 円
切符売場 (1 月につき)		10,285 円	10,476 円

(ア) ふるさと交流センター利用料金の転嫁による影響見込額 (通年)
 153,370 円
 (平成 29 年度収入実績 6,677,030 円)

ウ 長崎市池島中央会館条例

区分		現行	改正案
会議室 1	3 時間以内	3,178 円	3,237 円
	超過時間(1 時間につき)	843 円	859 円
会議室 2	3 時間以内	1,368 円	1,393 円
	超過時間(1 時間につき)	308 円	314 円
会議室 3	3 時間以内	740 円	754 円
	超過時間(1 時間につき)	205 円	209 円
会議室 4	3 時間以内	421 円	429 円
	超過時間(1 時間につき)	102 円	104 円
控室 1	3 時間以内	421 円	429 円
	超過時間(1 時間につき)	102 円	104 円
控室 2	3 時間以内	421 円	429 円
	超過時間(1 時間につき)	102 円	104 円
控室 3	3 時間以内	421 円	429 円
	超過時間(1 時間につき)	102 円	104 円
研修室	3 時間以内	1,162 円	1,183 円
	超過時間(1 時間につき)	308 円	314 円
調理室	3 時間以内	740 円	754 円
	超過時間(1 時間につき)	205 円	209 円
宿泊室	一般	3,384 円	3,446 円
	中学校の生徒	2,746 円	2,797 円
	小学校の児童	2,118 円	2,158 円

(ア) 池島中央会館使用料の転嫁による影響見込額 (通年)

49,566 円

(平成 29 年度収入実績 2,953,512 円)

エ 長崎市離島振興センター条例

(ア) 伊王島開発総合センター

区分		現行	改正案
会議室 1	午前 9 時から午後 5 時まで (3 時間以内)	2,653 円	2,702 円
	午前 9 時から午後 5 時まで 超過時間(1 時間につき)	1,059 円	1,079 円
	午後 5 時から午後 10 時まで (3 時間以内)	3,178 円	3,237 円
	午後 5 時から午後 10 時まで 超過時間(1 時間につき)	1,059 円	1,079 円
会議室 2	午前 9 時から午後 5 時まで (3 時間以内)	534 円	544 円
	午前 9 時から午後 5 時まで 超過時間(1 時間につき)	154 円	157 円
	午後 5 時から午後 10 時まで (3 時間以内)	740 円	754 円
	午後 5 時から午後 10 時まで 超過時間(1 時間につき)	216 円	220 円
研修室 1	午前 9 時から午後 5 時まで (3 時間以内)	534 円	544 円
	午前 9 時から午後 5 時まで 超過時間(1 時間につき)	154 円	157 円
	午後 5 時から午後 10 時まで (3 時間以内)	740 円	754 円
	午後 5 時から午後 10 時まで 超過時間(1 時間につき)	216 円	220 円
研修室 2	午前 9 時から午後 5 時まで (3 時間以内)	534 円	544 円
	午前 9 時から午後 5 時まで 超過時間(1 時間につき)	154 円	157 円
	午後 5 時から午後 10 時まで (3 時間以内)	740 円	754 円
	午後 5 時から午後 10 時まで 超過時間(1 時間につき)	216 円	220 円

区分		現行	改正案
和室	午前9時から午後5時まで (3時間以内)	534円	544円
	午前9時から午後5時まで 超過時間(1時間につき)	154円	157円
	午後5時から午後10時まで (3時間以内)	740円	754円
	午後5時から午後10時まで 超過時間(1時間につき)	216円	220円
調理 実習室	午前9時から午後5時まで (3時間以内)	1,059円	1,079円
	午前9時から午後5時まで 超過時間(1時間につき)	318円	324円
	午後5時から午後10時まで (3時間以内)	1,594円	1,623円
	午後5時から午後10時まで 超過時間(1時間につき)	534円	544円

(イ) 高島ふれあいセンター

区分		現行	改正案
多目的 ホール	午前9時から午後5時まで (1時間につき)	2,160円	2,200円
	午後5時から午後9時まで (1時間につき)	3,240円	3,300円
講座室	午前9時から午後5時まで (1時間につき)	102円	104円
	午後5時から午後9時まで (1時間につき)	154円	157円
視聴覚室	午前9時から午後5時まで (1時間につき)	102円	104円
	午後5時から午後9時まで (1時間につき)	154円	157円

(ウ) 池島開発総合センター

区分		現行	改正案
会議室 1	3 時間以内	3,486 円	3,551 円
	超過時間(1 時間につき)	1,059 円	1,079 円
会議室 2	3 時間以内	1,265 円	1,288 円
	超過時間(1 時間につき)	308 円	314 円
会議室 3	3 時間以内	524 円	534 円
	超過時間(1 時間につき)	102 円	104 円
研修室	3 時間以内	843 円	859 円
	超過時間(1 時間につき)	205 円	209 円
和室	3 時間以内	524 円	534 円
	超過時間(1 時間につき)	102 円	104 円
調理	3 時間以内	524 円	534 円
実習室	超過時間(1 時間につき)	102 円	104 円

(エ) 離島振興センター使用料の転嫁による影響見込額 (通年)

956 円

(平成 29 年度収入実績 73,243 円)

オ 長崎市農業活性化センター条例

(ア) 野母崎農村活性化センター

区分		現行	改正案
会議室	午前 9 時から午後 6 時まで (1 時間につき)	216 円	220 円
	午後 6 時から午後 10 時まで (1 時間につき)	318 円	324 円
和室	午前 9 時から午後 6 時まで (1 時間につき)	102 円	104 円
	午後 6 時から午後 10 時まで (1 時間につき)	154 円	157 円
調理	午前 9 時から午後 6 時まで (1 時間につき)	318 円	324 円
実習室	午後 6 時から午後 10 時まで (1 時間につき)	432 円	440 円

(イ) 琴海北部研修センター

区分		現行	改正案
体育館	午前9時から正午まで	1,080円	1,100円
	正午から午後5時まで	1,080円	1,100円
	午後5時から午後10時まで	1,614円	1,644円
	午前9時から午後5時まで	1,614円	1,644円
	正午から午後10時まで	1,944円	1,980円
	午前9時から午後10時まで	2,160円	2,200円
研修室1	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
研修室2	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
和室1	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
和室2	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
調理 実習室	午前9時から正午まで	216円	220円
	正午から午後5時まで	216円	220円
	午後5時から午後10時まで	318円	324円
	午前9時から午後5時まで	318円	324円
	正午から午後10時まで	534円	544円
	午前9時から午後10時まで	750円	764円

(ウ) 琴海活性化センター

区分		現行	改正案
ふれあい ルーム	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
多目的 ホール	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
会議室	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
和室	午前9時から正午まで	102円	104円
	正午から午後5時まで	102円	104円
	午後5時から午後10時まで	154円	157円
	午前9時から午後5時まで	154円	157円
	正午から午後10時まで	216円	220円
	午前9時から午後10時まで	318円	324円
調理 実習室	午前9時から正午まで	216円	220円
	正午から午後5時まで	216円	220円
	午後5時から午後10時まで	318円	324円
	午前9時から午後5時まで	318円	324円
	正午から午後10時まで	534円	544円
	午前9時から午後10時まで	750円	764円

(エ) 農業活性化センター使用料の転嫁による影響見込額 (通年)

2,990円

(平成29年度収入実績 498,373円)

(3) 施行期日

平成31年10月1日

2 新旧対照表

(1) 長崎市市民センター条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																								
○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号	○長崎市市民センター条例 平成14年12月26日 条例第37号																																								
本則（略）	本則（略）																																								
	<u>附 則</u>																																								
	<u>（施行期日）</u>																																								
	1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。																																								
	<u>（使用料に関する経過措置）</u>																																								
	2 この条例の規定（第2条の規定を除く。）による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。																																								
	<u>（1）長崎市市民センター条例</u>																																								
別表第1（第7条関係）	別表第1（第7条関係）																																								
1 長崎市三重地区市民センターの使用料	1 長崎市三重地区市民センターの使用料																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">円 1,974</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">288</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">185</td> </tr> <tr> <td> 和室</td> <td style="text-align: right;">246</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: right;">308</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	多目的ホール	円 1,974	研修室		1	288	2	185	和室	246	調理室	308	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">円 2,011</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">293</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">188</td> </tr> <tr> <td> 和室</td> <td style="text-align: right;">251</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td style="text-align: right;">314</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	多目的ホール	円 2,011	研修室		1	293	2	188	和室	251	調理室	314												
区分	金額（1時間につき）																																								
多目的ホール	円 1,974																																								
研修室																																									
1	288																																								
2	185																																								
和室	246																																								
調理室	308																																								
区分	金額（1時間につき）																																								
多目的ホール	円 2,011																																								
研修室																																									
1	293																																								
2	188																																								
和室	251																																								
調理室	314																																								
2 長崎市琴海さざなみ会館の使用料	2 長崎市琴海さざなみ会館の使用料																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">円 102</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	研修室		1	円 102	2	102	集会室		1	102	2	102	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">円 104</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	研修室		1	円 104	2	104	集会室		1	104	2	104												
区分	金額（1時間につき）																																								
研修室																																									
1	円 102																																								
2	102																																								
集会室																																									
1	102																																								
2	102																																								
区分	金額（1時間につき）																																								
研修室																																									
1	円 104																																								
2	104																																								
集会室																																									
1	104																																								
2	104																																								
3 長崎市琴海南部しらさぎ会館の使用料	3 長崎市琴海南部しらさぎ会館の使用料																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">円 102</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td> 3</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td> 4</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">216</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> <tr> <td>工芸室</td> <td style="text-align: right;">102</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	研修室		1	円 102	2	102	3	102	4	102	多目的室		1	216	2	102	工芸室	102	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">円 104</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td> 3</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td> 4</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">220</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> <tr> <td>工芸室</td> <td style="text-align: right;">104</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	研修室		1	円 104	2	104	3	104	4	104	多目的室		1	220	2	104	工芸室	104
区分	金額（1時間につき）																																								
研修室																																									
1	円 102																																								
2	102																																								
3	102																																								
4	102																																								
多目的室																																									
1	216																																								
2	102																																								
工芸室	102																																								
区分	金額（1時間につき）																																								
研修室																																									
1	円 104																																								
2	104																																								
3	104																																								
4	104																																								
多目的室																																									
1	220																																								
2	104																																								
工芸室	104																																								
4 長崎市南部市民センターの使用料	4 長崎市南部市民センターの使用料																																								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">円 2,005</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">174</td> </tr> <tr> <td> 3</td> <td style="text-align: right;">185</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	多目的ホール	円 2,005	研修室		1	154	2	174	3	185	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td style="text-align: right;">円 2,042</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 1</td> <td style="text-align: right;">157</td> </tr> <tr> <td> 2</td> <td style="text-align: right;">178</td> </tr> <tr> <td> 3</td> <td style="text-align: right;">188</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1時間につき）	多目的ホール	円 2,042	研修室		1	157	2	178	3	188																
区分	金額（1時間につき）																																								
多目的ホール	円 2,005																																								
研修室																																									
1	154																																								
2	174																																								
3	185																																								
区分	金額（1時間につき）																																								
多目的ホール	円 2,042																																								
研修室																																									
1	157																																								
2	178																																								
3	188																																								

5 長崎市古賀地区市民センターの使用料

区分	金額 (1時間につき)
研修室	1 円 <u>329</u>
	2 <u>113</u>
	3 <u>226</u>
	4 <u>226</u>
	5 <u>113</u>
	6 <u>113</u>
	7 <u>226</u>
多目的室	<u>308</u>
調理室	<u>308</u>
体育館	<u>627</u>

備考 (略)

別表第2 (第16条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
障害者自立支援室	<u>195,840円</u>

5 長崎市古賀地区市民センターの使用料

区分	金額 (1時間につき)
研修室	1 円 <u>335</u>
	2 <u>115</u>
	3 <u>230</u>
	4 <u>230</u>
	5 <u>115</u>
	6 <u>115</u>
	7 <u>230</u>
多目的室	<u>314</u>
調理室	<u>314</u>
体育館	<u>639</u>

備考 (略)

別表第2 (第16条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
障害者自立支援室	<u>199,466円</u>

(2) 長崎市外海ふるさと交流センター条例新旧対照表

現行		改正後(案)	
○長崎市外海ふるさと交流センター条例 平成16年9月30日 条例第46号		○長崎市外海ふるさと交流センター条例 平成16年9月30日 条例第46号	
本則(略)		本則(略)	
		<p align="center"><u>附 則</u></p> <p align="center"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>2 略</p> <p><u>(利用料金に関する経過措置)</u></p> <p>3 第2条の規定による改正後の長崎市外海ふるさと交流センター条例の規定は、施行日以後に利用の申込みをする者の利用料金について適用し、施行日前に利用の申込みをした者の利用料金については、なお従前の例による。</p>	
別表(第8条関係)		別表(第8条関係)	
1 客室の利用に係る基準額		1 客室の利用に係る基準額	
区分	宿泊料(1泊につき)	休憩料	
		3時間まで	3時間を超え6時間まで
一般	円 4,320	円 864	円 1,080
小学校の児童	3,240	648	756
幼児	1,614		
備考			
1 「一般」とは、12歳以上の者(小学校の児童を除く。)をいう。			
2 「幼児」とは、就学前の者(4歳未満の者を除く。)をいう。			
2 会議室の利用に係る基準額		2 会議室の利用に係る基準額	
区分	金額		
	3時間以内	超過時間 (1時間につき)	
会議室 1	円 4,114	円 1,028	
2	1,542	411	
3 切符売場の利用に係る基準額		3 切符売場の利用に係る基準額	
金額(1月につき)		金額(1月につき)	
10,285円		10,476円	

(3) 長崎市池島中央会館条例新旧対照表

現行	改正後 (案)																																																										
○長崎市池島中央会館条例 平成16年 9月30日 条例第47号	○長崎市池島中央会館条例 平成16年 9月30日 条例第47号																																																										
第1条～第10条 (略) (損害賠償) 第11条 中央会館の建物、附属設備等を汚損し、 <u>き損</u> し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第12条 (略)	第1条～第10条 (略) (損害賠償) 第11条 中央会館の建物、附属設備等を汚損し、 <u>毀損</u> し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第12条 (略)																																																										
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (使用料に関する経過措置) 2 この条例の規定(第2条の規定を除く。)による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。 (1) 略 (2) 長崎市池島中央会館条例別表																																																										
別表 (第3条関係) 1 会議室等の使用料	別表 (第3条関係) 1 会議室等の使用料																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>3時間以内</th> <th>超過時間 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">会議室</td> <td>1</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,178 843</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,368 308</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>740 205</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">控室</td> <td>4</td> <td>421 102</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>421 102</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>421 102</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>421 102</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,162</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>740</td> <td>205</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額		3時間以内	超過時間 (1時間につき)	会議室	1	円		3,178 843	2	1,368 308	3	740 205	控室	4	421 102	1	421 102	2	421 102	3	421 102	研修室	1,162	308	調理室	740	205	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>3時間以内</th> <th>超過時間 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">会議室</td> <td>1</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,237 859</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,393 314</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>754 209</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">控室</td> <td>4</td> <td>429 104</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>429 104</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>429 104</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>429 104</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,183</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>754</td> <td>209</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額		3時間以内	超過時間 (1時間につき)	会議室	1	円		3,237 859	2	1,393 314	3	754 209	控室	4	429 104	1	429 104	2	429 104	3	429 104	研修室	1,183	314	調理室	754	209
区分		金額																																																									
	3時間以内	超過時間 (1時間につき)																																																									
会議室	1	円																																																									
		3,178 843																																																									
	2	1,368 308																																																									
	3	740 205																																																									
控室	4	421 102																																																									
	1	421 102																																																									
	2	421 102																																																									
	3	421 102																																																									
研修室	1,162	308																																																									
調理室	740	205																																																									
区分	金額																																																										
	3時間以内	超過時間 (1時間につき)																																																									
会議室	1	円																																																									
		3,237 859																																																									
	2	1,393 314																																																									
	3	754 209																																																									
控室	4	429 104																																																									
	1	429 104																																																									
	2	429 104																																																									
	3	429 104																																																									
研修室	1,183	314																																																									
調理室	754	209																																																									
備考 (略) 2 宿泊室の使用料	備考 (略) 2 宿泊室の使用料																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 3,384</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒</td> <td>2,746</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童</td> <td>2,118</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (1泊につき)	一般	円 3,384	中学校の生徒	2,746	小学校の児童	2,118	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額 (1泊につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>円 3,446</td> </tr> <tr> <td>中学校の生徒</td> <td>2,797</td> </tr> <tr> <td>小学校の児童</td> <td>2,158</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (1泊につき)	一般	円 3,446	中学校の生徒	2,797	小学校の児童	2,158																																										
区分	金額 (1泊につき)																																																										
一般	円 3,384																																																										
中学校の生徒	2,746																																																										
小学校の児童	2,118																																																										
区分	金額 (1泊につき)																																																										
一般	円 3,446																																																										
中学校の生徒	2,797																																																										
小学校の児童	2,158																																																										
備考 (略)	備考 (略)																																																										

(4) 長崎市離島振興センター条例新旧対照表

現行	改正後 (案)																																																																																														
○長崎市離島振興センター条例 平成16年 9月30日 条例第49号	○長崎市離島振興センター条例 平成16年 9月30日 条例第49号																																																																																														
第1条～第13条 (略) (損害賠償) 第14条 センターの建物、附属設備等を汚損し、 <u>き損</u> し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第15条～第16条 (略)	第1条～第13条 (略) (損害賠償) 第14条 センターの建物、附属設備等を汚損し、 <u>毀損</u> し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第15条～第16条 (略)																																																																																														
	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 (使用料に関する経過措置) 2 この条例の規定(第2条の規定を除く。)による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。 (1)及び(2)略 (3)長崎市離島振興センター条例別表																																																																																														
別表 (第4条関係) 1 長崎市伊王島開発総合センターの使用料	別表 (第4条関係) 1 長崎市伊王島開発総合センターの使用料																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前9時から午後5時まで</th> <th colspan="2">午後5時から午後10時まで</th> </tr> <tr> <th>3時間以内</th> <th>超過時間 (1時間につき)</th> <th>3時間以内</th> <th>超過時間 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>1</td> <td>円 2,653</td> <td>円 1,059</td> <td>円 3,178</td> <td>円 1,059</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>534</td> <td>154</td> <td>740</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>1</td> <td>534</td> <td>154</td> <td>740</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>534</td> <td>154</td> <td>740</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>534</td> <td>154</td> <td>740</td> <td>216</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> <td>1,059</td> <td>318</td> <td>1,594</td> <td>534</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前9時から午後5時まで		午後5時から午後10時まで		3時間以内	超過時間 (1時間につき)	3時間以内	超過時間 (1時間につき)	会議室	1	円 2,653	円 1,059	円 3,178	円 1,059	2	534	154	740	216	研修室	1	534	154	740	216	2	534	154	740	216	和室		534	154	740	216	調理実習室		1,059	318	1,594	534	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">午前9時から午後5時まで</th> <th colspan="2">午後5時から午後10時まで</th> </tr> <tr> <th>3時間以内</th> <th>超過時間 (1時間につき)</th> <th>3時間以内</th> <th>超過時間 (1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会議室</td> <td>1</td> <td>円 2,702</td> <td>円 1,079</td> <td>円 3,237</td> <td>円 1,079</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>544</td> <td>157</td> <td>754</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研修室</td> <td>1</td> <td>544</td> <td>157</td> <td>754</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>544</td> <td>157</td> <td>754</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>544</td> <td>157</td> <td>754</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td></td> <td>1,079</td> <td>324</td> <td>1,623</td> <td>544</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額				午前9時から午後5時まで		午後5時から午後10時まで		3時間以内	超過時間 (1時間につき)	3時間以内	超過時間 (1時間につき)	会議室	1	円 2,702	円 1,079	円 3,237	円 1,079	2	544	157	754	220	研修室	1	544	157	754	220	2	544	157	754	220	和室		544	157	754	220	調理実習室		1,079	324	1,623	544
区分		金額																																																																																													
		午前9時から午後5時まで		午後5時から午後10時まで																																																																																											
	3時間以内	超過時間 (1時間につき)	3時間以内	超過時間 (1時間につき)																																																																																											
会議室	1	円 2,653	円 1,059	円 3,178	円 1,059																																																																																										
	2	534	154	740	216																																																																																										
研修室	1	534	154	740	216																																																																																										
	2	534	154	740	216																																																																																										
和室		534	154	740	216																																																																																										
調理実習室		1,059	318	1,594	534																																																																																										
区分	金額																																																																																														
	午前9時から午後5時まで		午後5時から午後10時まで																																																																																												
	3時間以内	超過時間 (1時間につき)	3時間以内	超過時間 (1時間につき)																																																																																											
会議室	1	円 2,702	円 1,079	円 3,237	円 1,079																																																																																										
	2	544	157	754	220																																																																																										
研修室	1	544	157	754	220																																																																																										
	2	544	157	754	220																																																																																										
和室		544	157	754	220																																																																																										
調理実習室		1,079	324	1,623	544																																																																																										
備考 (略) 2 長崎市高島ふれあいセンターの使用料	備考 (略) 2 長崎市高島ふれあいセンターの使用料																																																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額 (1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>円 2,160</td> <td>円 3,240</td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td>102</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>102</td> <td>154</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (1時間につき)		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	多目的ホール	円 2,160	円 3,240	講座室	102	154	視聴覚室	102	154	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額 (1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>午前9時から午後5時まで</th> <th>午後5時から午後9時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>円 2,200</td> <td>円 3,300</td> </tr> <tr> <td>講座室</td> <td>104</td> <td>157</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>104</td> <td>157</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額 (1時間につき)		午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	多目的ホール	円 2,200	円 3,300	講座室	104	157	視聴覚室	104	157																																																																		
区分		金額 (1時間につき)																																																																																													
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																													
多目的ホール	円 2,160	円 3,240																																																																																													
講座室	102	154																																																																																													
視聴覚室	102	154																																																																																													
区分	金額 (1時間につき)																																																																																														
	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで																																																																																													
多目的ホール	円 2,200	円 3,300																																																																																													
講座室	104	157																																																																																													
視聴覚室	104	157																																																																																													
備考 (略)	備考 (略)																																																																																														

3 長崎市池島開発総合センターの使用料

区分		金額	
		3時間以内	超過時間 (1時間につき)
会議室	1	円 3,486	円 1,059
	2	1,265	308
	3	524	102
研修室		843	205
和室		524	102
調理実習室		524	102

備考 (略)

3 長崎市池島開発総合センターの使用料

区分		金額	
		3時間以内	超過時間 (1時間につき)
会議室	1	円 3,551	円 1,079
	2	1,288	314
	3	534	104
研修室		859	209
和室		534	104
調理実習室		534	104

備考 (略)

(5) 長崎市農業活性化センター条例新旧対照表

現行	改正後（案）																																																																																																														
○長崎市農業活性化センター条例 平成16年9月30日 条例第55号	○長崎市農業活性化センター条例 平成16年9月30日 条例第55号																																																																																																														
第1条～第11条（略） （損害賠償） 第12条 活性化センターの建物、附属設備等を汚損し、 <u>き損し</u> 、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第13条（略）	第1条～第11条（略） （損害賠償） 第12条 活性化センターの建物、附属設備等を汚損し、 <u>毀損し</u> 、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 第13条（略）																																																																																																														
	附 則 <u>（施行期日）</u> 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。 <u>（使用料に関する経過措置）</u> 2 この条例の規定（第2条の規定を除く。）による改正後の次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に利用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。 <u>（1）から（3）まで 略</u> <u>（4）長崎市農業活性化センター条例別表</u>																																																																																																														
別表（第4条関係） 1 長崎市野母崎農村活性化センターの使用料	別表（第4条関係） 1 長崎市野母崎農村活性化センターの使用料																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後6時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;">円 216</td> <td style="text-align: right;">円 318</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">102</td> <td style="text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td style="text-align: right;">318</td> <td style="text-align: right;">432</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</p>	区分	金額（1時間につき）		午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	会議室	円 216	円 318	和室	102	154	調理実習室	318	432	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額（1時間につき）</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 午後6時まで</th> <th>午後6時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;">円 220</td> <td style="text-align: right;">円 324</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">104</td> <td style="text-align: right;">157</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td style="text-align: right;">324</td> <td style="text-align: right;">440</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。</p>	区分	金額（1時間につき）		午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	会議室	円 220	円 324	和室	104	157	調理実習室	324	440																																																																																		
区分		金額（1時間につき）																																																																																																													
	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで																																																																																																													
会議室	円 216	円 318																																																																																																													
和室	102	154																																																																																																													
調理実習室	318	432																																																																																																													
区分	金額（1時間につき）																																																																																																														
	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで																																																																																																													
会議室	円 220	円 324																																																																																																													
和室	104	157																																																																																																													
調理実習室	324	440																																																																																																													
2 長崎市琴海北部研修センターの使用料	2 長崎市琴海北部研修センターの使用料																																																																																																														
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">金額</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>正午から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>正午から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">円 1,080</td> <td style="text-align: right;">円 1,080</td> <td style="text-align: right;">円 1,614</td> <td style="text-align: right;">円 1,614</td> <td style="text-align: right;">円 1,944</td> <td style="text-align: right;">円 2,160</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">1 102</td> <td style="text-align: right;">102</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">216</td> <td style="text-align: right;">318</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2 102</td> <td style="text-align: right;">102</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">216</td> <td style="text-align: right;">318</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">1 102</td> <td style="text-align: right;">102</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">216</td> <td style="text-align: right;">318</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2 102</td> <td style="text-align: right;">102</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">154</td> <td style="text-align: right;">216</td> <td style="text-align: right;">318</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td style="text-align: right;">216</td> <td style="text-align: right;">216</td> <td style="text-align: right;">318</td> <td style="text-align: right;">318</td> <td style="text-align: right;">534</td> <td style="text-align: right;">750</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額						午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	体育館	円 1,080	円 1,080	円 1,614	円 1,614	円 1,944	円 2,160	研修室	1 102	102	154	154	216	318		2 102	102	154	154	216	318	和室	1 102	102	154	154	216	318		2 102	102	154	154	216	318	調理実習室	216	216	318	318	534	750	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">金額</th> </tr> <tr> <th>午前9時から 正午まで</th> <th>正午から 午後5時まで</th> <th>午後5時から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後5時まで</th> <th>正午から 午後10時まで</th> <th>午前9時から 午後10時まで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館</td> <td style="text-align: right;">円 1,100</td> <td style="text-align: right;">円 1,100</td> <td style="text-align: right;">円 1,644</td> <td style="text-align: right;">円 1,644</td> <td style="text-align: right;">円 1,980</td> <td style="text-align: right;">円 2,200</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td style="text-align: right;">1 104</td> <td style="text-align: right;">104</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">324</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2 104</td> <td style="text-align: right;">104</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">324</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td style="text-align: right;">1 104</td> <td style="text-align: right;">104</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">324</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">2 104</td> <td style="text-align: right;">104</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">157</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">324</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">220</td> <td style="text-align: right;">324</td> <td style="text-align: right;">324</td> <td style="text-align: right;">544</td> <td style="text-align: right;">764</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額						午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	体育館	円 1,100	円 1,100	円 1,644	円 1,644	円 1,980	円 2,200	研修室	1 104	104	157	157	220	324		2 104	104	157	157	220	324	和室	1 104	104	157	157	220	324		2 104	104	157	157	220	324	調理実習室	220	220	324	324	544	764
区分		金額																																																																																																													
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																									
体育館	円 1,080	円 1,080	円 1,614	円 1,614	円 1,944	円 2,160																																																																																																									
研修室	1 102	102	154	154	216	318																																																																																																									
	2 102	102	154	154	216	318																																																																																																									
和室	1 102	102	154	154	216	318																																																																																																									
	2 102	102	154	154	216	318																																																																																																									
調理実習室	216	216	318	318	534	750																																																																																																									
区分	金額																																																																																																														
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	正午から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで																																																																																																									
体育館	円 1,100	円 1,100	円 1,644	円 1,644	円 1,980	円 2,200																																																																																																									
研修室	1 104	104	157	157	220	324																																																																																																									
	2 104	104	157	157	220	324																																																																																																									
和室	1 104	104	157	157	220	324																																																																																																									
	2 104	104	157	157	220	324																																																																																																									
調理実習室	220	220	324	324	544	764																																																																																																									

3 長崎市琴海活性化センターの使用料

区分	金額					
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ふれあいルーム	円 102	円 102	円 154	円 154	円 216	円 318
多目的ホール	102	102	154	154	216	318
会議室	102	102	154	154	216	318
和室	102	102	154	154	216	318
調理実習室	216	216	318	318	534	750

備考 (略)

3 長崎市琴海活性化センターの使用料

区分	金額					
	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	正午から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ふれあいルーム	円 104	円 104	円 157	円 157	円 220	円 324
多目的ホール	104	104	157	157	220	324
会議室	104	104	157	157	220	324
和室	104	104	157	157	220	324
調理実習室	220	220	324	324	544	764

備考 (略)

(参考)

消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8%から 10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。
75 条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

ア 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

(3) 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位